

食の安全、を科学する。



食品安全委員会
Food Safety Commission
食の安全、を科学する。

 ホーム

 サイトマップ

 English page

サイト内検索

検索

文字サイズ拡大表示





▶ FSC News

▶ 食品安全委員会 第320回 臨時会 (1/25開催)

▶ 食品安全委員会 第320回 定例会 (2/18開催)

▶ 食品安全委員会 第320回 定例会 議事録

▶ 食品安全委員会 第320回 定例会 議事録

▶ 食品安全委員会 第320回 定例会 議事録

▶ 食品安全委員会 第320回 定例会 議事録

▶ アーカイブ

[ホーム](#) > [食品安全委員会とは](#) > [開催実績](#) > 第320回食品安全委員会議事概要

食品安全委員会とは

第320回食品安全委員会議事概要

■ 第320回食品安全委員会会合

日時: 平成22年2月18日(木) 14:00～16:05

場所: 食品安全委員会 大会議室

傍聴者数: 25名

議事概要:

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○ 農薬 3品目

1) MCPA

・厚生労働省から説明。

・農薬専門調査会で審議することとなった。

* 除草剤で、稲、とうもろこし等に使用し、魚介類への残留基準の設定要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

2) グリホサート

・厚生労働省から説明。

・農薬専門調査会で審議することとなった。

* 除草剤で、稲、キャベツ等に使用し、だいたいのインポートトランス(国外で使用される農薬等に係る残留基準)の設定要請がされています。

ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

3) ビリダベン

・厚生労働省から説明。

・農薬専門調査会で審議することとなった。

* 殺虫剤で、かんきつ類、きゅうり等に使用し、ミニトマトへの適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

○ 農薬及び動物用医薬品 1品目

1) ジノテフラン

・厚生労働省から説明。

・まず農薬専門調査会において審議を行うこととし、その審議結果が食品安全委員会に報告される際に、動物用医薬品専門調査会において審議を行うかどうかについて検討することとなった。

* 殺虫剤で、稲、きゅうり等に使用し、にら、キウイフルーツ等への適用拡大申請がされています。動物用医薬品としては、畜鶏舎用の殺虫剤として使用します。

○ 動物用医薬品 5品目

1) トルフェナム酸

・厚生労働省から説明。

・動物用医薬品専門調査会で審議することとなった。

* 非ステロイド系消炎剤で、豚及び牛の炎症の治療等に用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

2) プロピタンホス

・厚生労働省から説明。

・動物用医薬品専門調査会で審議することとなった。

* 殺虫剤で、羊の外部寄生虫駆除等に用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

3) クロキサシリン

・厚生労働省から説明。

・抗菌性物質であるため、肥料・飼料等専門調査会で審議することとなった。

* 抗生物質で、牛の肺炎の治療等に用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

4) ジョサマイシン

・厚生労働省から説明。

・抗菌性物質であるため、肥料・飼料等専門調査会で審議することとなった。

* 抗生物質で、豚の肺炎及び鶏のマイコプラズマ病の治療等に用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

5) チアムリン

・厚生労働省から説明。

- ・抗菌性物質であるため、肥料・飼料等専門調査会で審議することとなった。
- * 抗生物質で、豚の感染症の治療等に用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

○動物用医薬品及び飼料添加物

1)フラボフォスフォリポール 1品目

- ・厚生労働省から説明。
- ・抗菌性物質であるため、肥料・飼料等専門調査会で審議することとなった。
- * 抗生物質で、飼料添加物として指定されています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

○食品衛生法第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質

1)アスタキサンチン 外32品目

- ・厚生労働省から説明。
- ・肥料・飼料等専門調査会で審議することとなった。なお、「コリン」及び「乳酸」については、農業としての用途もあることから、肥料・飼料等専門調査会で審議した後、農業専門調査会で審議することとなった。
- * 動物用医薬品、飼料添加物又は農業として使用されるアミノ酸類、水溶性ビタミン類、脂溶性ビタミン類、酸類、色素類で、ポジティブリスト制度導入時に人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定めた物質です。

○新開発食品 3品目

1)ピュアカム葉酸

- ・消費者庁から説明。
- ・新開発食品専門調査会で審議することとなった。
- * 葉酸を関与成分とし、二分脊椎などの神経管閉鎖障害を持つ子どもが生まれるリスクを低減するかもしれない旨(疾病リスク低減表示)を特定の保健の目的とする錠菓形態の食品です。

2)ピュアカム葉酸MV

- ・消費者庁から説明。
- ・新開発食品専門調査会で審議することとなった。
- * 葉酸を関与成分とし、二分脊椎などの神経管閉鎖障害を持つ子どもが生まれるリスクを低減するかもしれない旨(疾病リスク低減表示)を特定の保健の目的とする錠菓形態の食品です。

3)まめちから大豆ペプチドしょうゆ

- ・消費者庁から説明。
- ・新開発食品専門調査会で審議することとなった。
- * 大豆ペプチドを関与成分とし、血圧が気になる方に適する旨を特定の保健の目的とするしょうゆ加工品形態の食品です。

(2)農業専門調査会における審議結果について

1)「イマザピックアンモニウム塩」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

- ・担当委員である廣瀬委員及び事務局から説明。
- ・評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。
- * 除草剤で、日本国内での農業登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

(3)農業専門調査会及び動物用医薬品専門調査会における審議結果について

1)「スピノサド」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

- ・担当委員である廣瀬委員及び事務局から説明。
- ・評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。
- * 殺虫剤で、国内外において各種農作物の害虫駆除を目的とした農業として使用されるほか、国外においては、動物用医薬品として牛及び羊における外部寄生虫の駆除等に用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

(4)動物用医薬品専門調査会における審議結果について

1)「アセトアミノフェン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

- ・担当委員である見上委員及び事務局から説明。
- ・評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。
- * 豚の細菌性肺炎の解熱を目的として使用されます。

2)「アセトアミノフェンを有効成分とする豚の経口投与剤(アレンジャー10、アレンジャー30)」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

- ・担当委員である見上委員及び事務局から説明。
- ・評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。
- * 豚の細菌性肺炎の解熱を目的として使用されます。

(5)遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

・「耐熱性 α -アミラーゼ産生トウモロコシ3272系統」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

- ・担当委員の長尾委員及び事務局から説明。
- ・評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。
- * 耐熱性 α -アミラーゼ産生トウモロコシ3272系統:耐熱性の α -アミラーゼ(デンプンを加水分解する酵素)を産生するトウモロコシです。

(6)食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について

1)動物用医薬品「セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセル注)」に係る食品健康影響評価について

- ・担当委員である見上委員及び事務局から説明。
- ・「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。ただし、本製剤は薬剤耐性菌を介した影響についても考慮する必要があるが、これについては検討中である」との評価書案が了承され、リスク管理機関(農林水産省)へ通知することとなった。
- * 抗菌剤で、牛の肺炎、趾間フレグモーネ、豚の胸膜肺炎などの治療に用いられています。

2) 遺伝子組換え食品「チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシBt11系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR162系統とトウモロコシ1507系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統からなる組合せのすべての掛け合わせ品種(既に安全性評価が終了した4品種を除く。)」に係る食品健康影響評価について

・担当委員である長尾委員及び事務局から説明。

・「『遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方』に基づき、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

・安全性評価が終了している品種(4品種)を交配により掛け合わせた品種ですが、作られる種子は1粒ごとに形質が異なります。従って、すべての組合せのうち、安全性評価が終了している品種を除く組合せが評価の対象となります。

(7) 除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON810系統及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMON863系統の90日間反復投与毒性試験で得られたデータの解析に係る見解について(報告)

・担当委員である長尾委員及び事務局から説明。

・「ヒトの健康に悪影響を及ぼすことを示す新たな懸念はないと考えられる。」との遺伝子組換え食品等専門調査会の見解が了承され、改めて食品健康影響評価を行わないこととなった。

(8) 食品安全モニターからの報告(平成21年12月分)について

・12月中に報告された31件について事務局から報告。

(9) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成22年1月分)について

・平成22年1月中に寄せられた49件について事務局から報告。

・主なQ&Aとして「食品安全委員会が開催する『サイエンスカフェ』」に関する事項が紹介された。